

宮城県公安委員会等における情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則

平成30年1月26日

宮城県公安委員会規則第2号

〔宮城県公安委員会等が所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則〕を次のように定める。

宮城県公安委員会等における情報通信技術を活用した行政の推進等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、国家公安委員会の所管する法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年国家公安委員会規則第6号）及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（平成17年宮城県条例第28号。以下「情報通信技術活用条例」という。）の規定に基づき、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「情報通信技術活用法」という。）、情報通信技術活用条例その他の法令（法律及び法律に基づく命令（告示を含む。）をいう。以下同じ。）又は条例等（条例及び規則をいう。以下同じ。）に定めるもののほか、公安委員会等に係る手続等（公安委員会等に対して行うこととされ、又は公安委員会等が行うこととしている法令、条例等、訓令又は公安委員会告示に基づく申請、処分のお知らせ、縦覧、作成その他の手続をいう。以下同じ。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、情報通信技術活用法で使用する用語の例による。

2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 公安委員会等 宮城県公安委員会（以下「公安委員会」という。）、警察本部長及び警察署長をいう。

(2) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名をいう。

(3) 電子証明書 申請等（情報通信技術活用法第3条第8号に規定する申請等及び情報通信技術活用条例第2条第6号に規定する申請等をいう。以下同じ。）を行う者又は公安委員会等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録であって、次に掲げるもの（公安委員会等の使用に係る電子計算機から検証することができるものに限る。）をいう。

ア 商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項（これらの規定を他の法令の規定において準用する場合を含む。）の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

イ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書

ウ ア及びイに掲げるもののほか、公安委員会等が認めるもの
(電子情報処理組織の使用)

第3条 電子情報処理組織を使用して申請等を行う者又は処分通知等(情報通信技術活用法第3条第9号に規定する処分通知等及び情報通信技術活用条例第2条第7号に規定する処分通知等をいう。以下同じ。)を受ける者は、公安委員会等が別に定めるところにより、その者の使用に係る電子計算機であって、次に掲げる機能を有するものを公安委員会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続することにより当該申請等を行い、又は処分通知等を受け取らなければならない。

- (1) 公安委員会等の使用に係る電子計算機から入手した様式に入力することができる機能
その他公安委員会等が指定した様式に入力することができる機能
- (2) 公安委員会等の使用に係る電子計算機と通信することができる機能
(電子情報処理組織による申請等)

第4条 電子情報処理組織を使用して行うことのできる申請等は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 個別の法令の規定によりすることができる申請等
 - (2) 法令又は条例等の規定に基づく申請等であって、公安委員会が別に定めるもの
- 2 前項の申請等を行う者は、次に掲げる事項を、当該申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力し、又は送信して行わなければならない。
- (1) 申請等を書面等により行うときに法令又は条例等の規定により書面等に記載すべきこととされている事項その他公安委員会等が必要と認める事項
 - (2) 申請等を書面等により行うときに法令又は条例等の規定により併せて提出すべきこととされている書面等に記載されている事項又は記載すべき事項(前号に掲げるものを除く。)
 - (3) 申請等を書面等により行うときに法令又は条例等の規定により併せて提出すべきこととされている電磁的記録に記録されている事項又は記録すべき事項(第1号に掲げるものを除く。)
- 3 第1項の申請等を行う者は、前項の規定により入力し、又は送信する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。ただし、公安委員会等が定める申請等については、この限りでない。
- 4 第1項の申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行うときに法令又は条例等の規定により併せて提出すべきこととされている有体物(書面等及び電磁的記録を除く。以下同じ。)があるときは当該有体物を提出し、提示すべきこととされている書面等又は有体物があるときは当該書面等又は有体物を提示しなければならない。ただし、当該書面等又は有体物のうち公安委員会等が定めるものについては、この限りでない。
- 5 法令又は条例等の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等(副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。)について、第1項の申請等が行われたときは、第2項の規定により入力され、又は送信された事項に係る書面等については、当該申請等に係る必要な数の書面等が提出されたものとみなす。

- 6 第2項の規定にかかわらず、第1項の申請等を行う者は、第3項の規定により電子証明書を送信するときは、当該申請等を書面等により行うときに法令又は条例等の規定により併せて提出すべきこととされている書面等又は電磁的記録のうち公安委員会等が別に定めるものについては、第2項第2号又は第3号に掲げる事項の入力又は送信を省略することができる。
- 7 第2項の規定にかかわらず、第1項の申請等を行う者は、当該申請等を書面等により行うときに法令又は条例等の規定により併せて提出すべきこととされている書面等又は電磁的記録のうち公安委員会等が別に定めるものについては、第2項第2号又は第3号に掲げる事項を入力し、又は送信することに代えて、当該書面等又は電磁的記録を提出しなければならない。
- 8 第2項の規定にかかわらず、第1項の申請等を行う者は、第2項第2号に掲げる事項を入力し、又は送信することに代えて同号に規定する書面等を、同項第3号に掲げる事項を入力し、又は送信することに代えて同号に規定する電磁的記録を提出することができる。
- 9 公安委員会等は、第1項の申請等を行う者が第2項第2号又は第3号に掲げる事項の入力又は送信をしたときは、当該入力又は送信に係る事項の確認のために必要な限度において、次に掲げるものを提出させることができる。
 - (1) 第2項第2号に規定する書面等
 - (2) 第2項第3号に規定する電磁的記録
 - (3) 第2項第3号に掲げる事項を記載した書類
- 10 公安委員会等は、第1項の申請等を行う者が当該申請等を書面等により行うときに法令又は条例等の規定により併せて提出すべきこととされている書面等、電磁的記録又は有体物を提出するときは、当該申請等を行った者に公安委員会等の付与する符号を当該書面等、電磁的記録又は有体物に表示させることができる。
- 11 公安委員会等は、第1項の申請等を行う者が第2項第2号に掲げる事項について光学式読取装置を用いて電磁的記録に記録をして同項の規定により入力し、又は送信するときは、当該記録をした事項が同号に規定する書面等に記載されている事項と相違ない旨及び当該記録をした日時を記録させることができる。

(申請等の到達時期)

第5条 前条第1項の規定により行われた申請等は、第3条第1項の公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該公安委員会等に到達したものとみなす。

(申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合)

第6条 情報通信技術活用法第6条第6項に規定する申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合及び情報通信技術活用条例第6条第6項に規定する申請等のうちに電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不相当と認められる部分がある場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 申請等をする者について対面による本人確認をする必要があると公安委員会等

が認める場合

(2) 申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものと公安委員会等が認める場合

(3) 前2号に掲げるほか、申請等の全部を電子情報処理組織を使用する方法により行うことが不可能又は申請等に係る利便性を著しく損なう場合

(電子情報処理組織による処分通知等)

第7条 電子情報処理組織を使用して行うことのできる処分通知等は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 個別の法令の規定によりすることができる処分通知等

(2) 法令又は条例等の規定に基づく処分通知等であって、公安委員会が別に定めるもの

2 公安委員会等は、電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに法令又は条例等の規定により書面等に記載すべきこととされている事項その他通知すべきこととされている事項を公安委員会等の使用に係る電子計算機から入力して行わなければならない。

(処分通知等の到達時期)

第8条 前条第1項の規定により行われた処分通知等は、次の各号により到達したものとみなす。

(1) 第3条第1項の処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされる場合は、当該記録がされた時に当該処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

(2) 公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録される場合は、当該記録がされた日から2週間を経過した時に処分通知等を受ける者に到達したものとみなす。

(電磁的記録による縦覧等)

第9条 公安委員会等は、電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等(情報通信技術活用法第3条第10号に規定する縦覧等及び情報通信技術活用条例第2条第8号に規定する縦覧等をいう。)を行うときは、当該事項をインターネットを利用して表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類を備え置く方法により行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第10条 公安委員会等は、電磁的記録の作成等(情報通信技術活用法第3条第11号に規定する作成等及び情報通信技術活用条例第2条第9号に規定する作成等をいう。)を行うときは、当該事項を公安委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)をもって調製する方法により行うものとする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第11条 情報通信技術活用法第6条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって公安委員会が定めるもの及び情報通信技術活用条例第6条第4項の氏

名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものは、電子署名（当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書とともに送信されるものに限る。次項において同じ。）又は公安委員会等が定めるものとする。

2 情報通信技術活用法第7条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて公安委員会が定めるもの及び情報通信技術活用条例第7条第4項の氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものは、電子署名とする。

3 情報通信技術活用法第9条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて公安委員会が定めるもの及び情報通信技術活用条例第9条第3項の氏名又は名称を明らかにする措置であつて規則で定めるものは、電子署名とする。

（その他の手続等）

第12条 公安委員会等に係る手続等のうち、情報通信技術活用法第6条から第9条までの規定又は情報通信技術活用条例第6条から第9条までの規定の適用を受けないものを電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行う場合については、特別の定めのある場合を除くほか、情報通信技術活用条例及びこの規則の規定の例による。

（委任）

第13条 この規則に定めるもののほか、公安委員会等に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成30年2月5日から施行する。

附 則（令和2年9月15日宮城県公安委員会規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年5月28日宮城県公安委員会規則第5号）

この規則は、令和3年6月1日から施行する。

附 則（令和3年8月27日宮城県公安委員会規則第7号）

この規則は、令和3年9月1日から施行する。